

孤立の防止や地域での「つながり」づくりについて

1 国における検討状況

高齢者の社会的孤立が課題となり、最近では高齢者ばかりでなく、子育て世代や障害者の家族など、世帯での社会的孤立や孤立死が問題となっています。

平成 20 年 3 月に、厚生労働省の「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」がまとめた報告書では、「孤立」の背景として、下記の点があげられています。

(1) 家族構成の変化

家族構成が多世代同居型から核家族型に大きく変化し、子どもが独立すると夫婦二人又はその後の一人という構成の世帯が増加していること

(2) 居住形態の変化

都市部においては借家住まいやマンション居住が急増し、近所付き合いの煩わしさから逃れ、匿名性を求める都市住民が増えたこと

(3) 経済状況の変化

長引く経済不況の中で、失業したり正規雇用には就けない、経済的に生活基盤の脆弱な人は社会から引きこもりがちになること

(4) 支援を望まない単身者の増加

- ・都市部では、情報産業、生活産業、移動・交通システム、社会保障等の発達とも関連し、健康な間は、地域において他人との関わりを持たずに生活することが可能なこと
- ・会社人間として人生を過ごしてきたことから、地域との積極的な関わりを持つことに消極的と考えられること
- ・病気や障害、認知症などで支援が必要と思われる状態であっても、地域との「つながり」を拒否している人もいること

2 横浜市における検討状況

(1) 横浜市の状況

横浜市においても、少子高齢化の急速な進展、単身世帯・夫婦のみ世帯の増加や、地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、長引く景気の低迷を背景に、経済や雇用等において非常に厳しい情勢が続く中、生活困窮者の急増も課題となっています。〔資料 2～4 頁〕

(2) 検討状況

このような中、平成 23 年 3 月に横浜市社会福祉審議会から「横浜における持続可能な福祉社会の構築」について答申がありました。答申では、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年（平成 37 年）を見据え、「人口や家族構成の変化、社会経済や行政の財政状況を考慮すると、従来の社会保障（公助）だけでは市民の皆様に安心を提供するのは容易ではなく、自立（自助）を支援し、地域でお互いに助け合う仕組み（共助）を強化するなど、社会の力を総動員すべき」としたうえで、自助・共助・公助のあるべき方向性、2025 年に向け、つながり方、働き方、住まい方について提言されています。

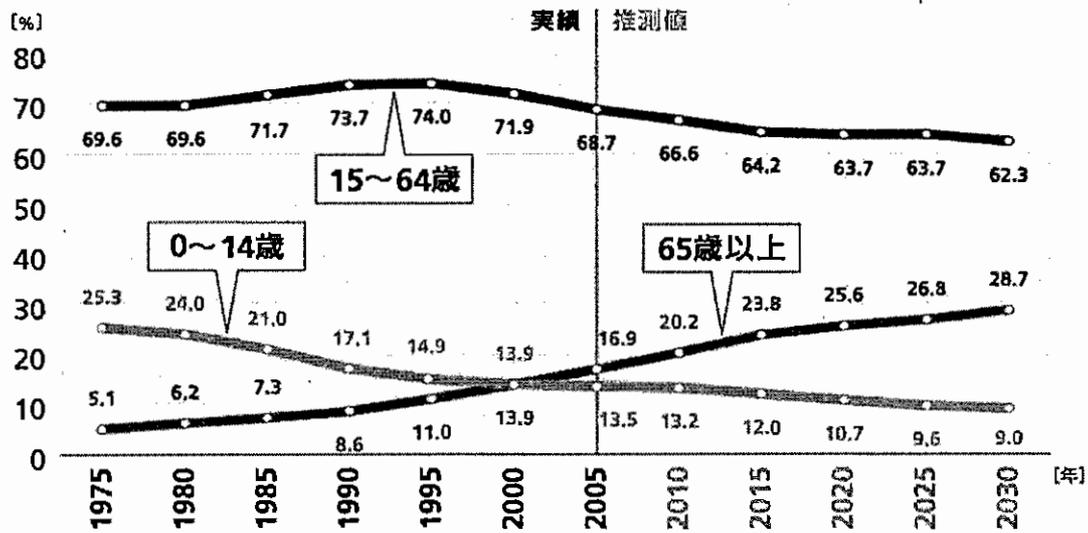
また、平成 24 年 5 月には、学識経験者や民生委員、ライフライン系の事業者や福祉サービス事業者などの参加を得て、「孤立予防対策検討委員会」を設置し、検討を行っています。

これらを踏まえ、現在、本市が取り組んでいる「見守り」や「つながりの構築」に関する各種事業についてご報告させていただきます。

横浜市の高齢化の状況

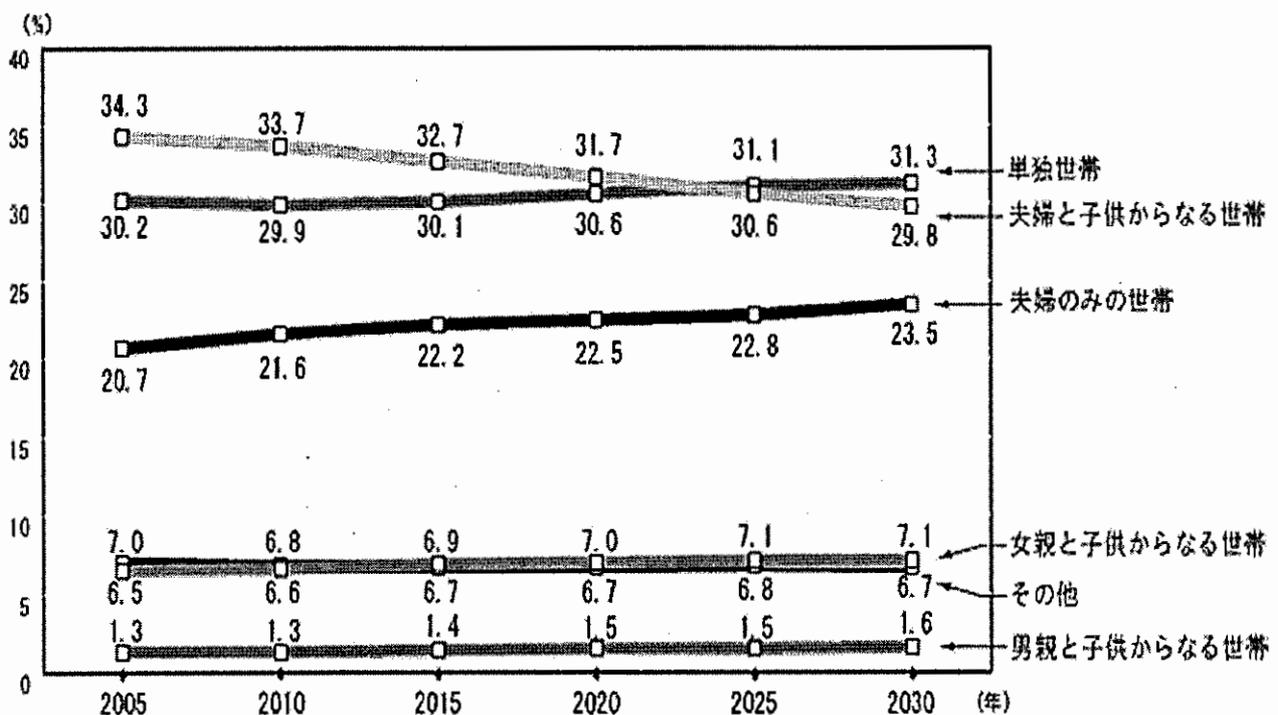
65歳以上人口 75.4万人(高齢化率 20.4%) 24年1月現在
 <2025年 100万人(高齢化率 26.8%)>

図3-12 | 年齢3区分人口の割合推計



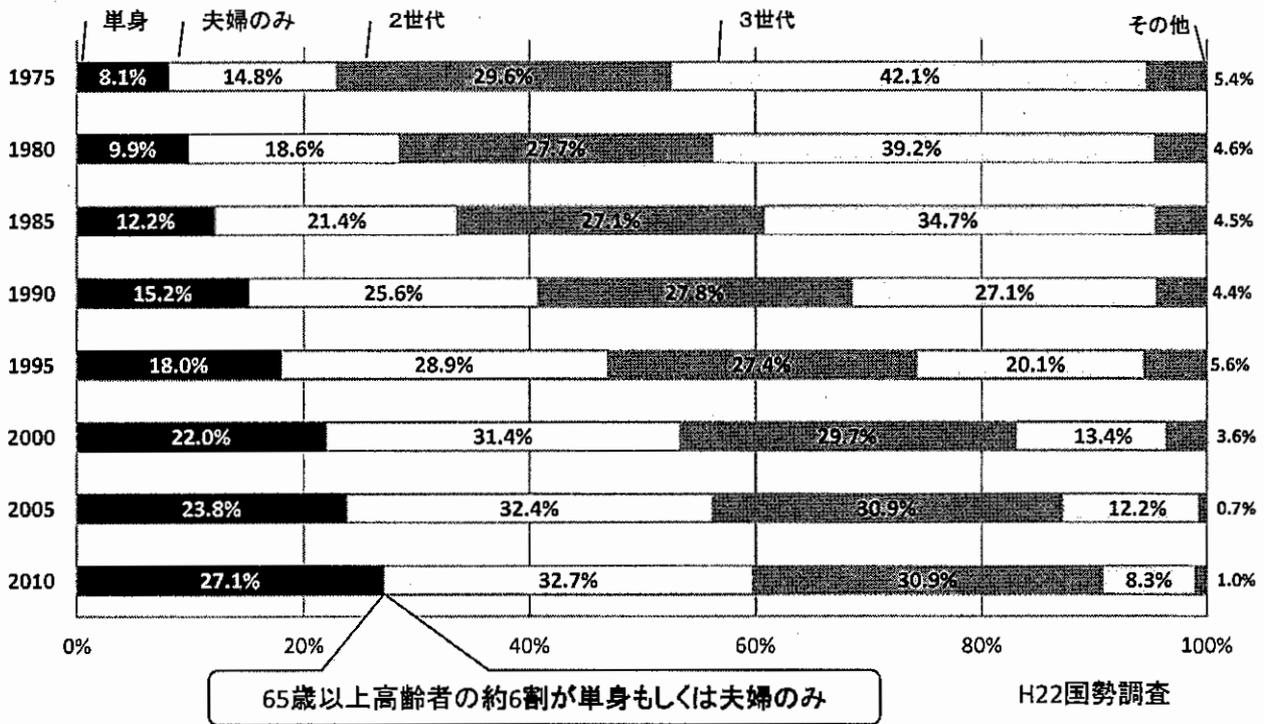
資料：人口動態と年齢別人口 横浜市行政運営調査局、横浜市将来人口推計 横浜市都市経営局

横浜市の家族類型別 世帯数の割合

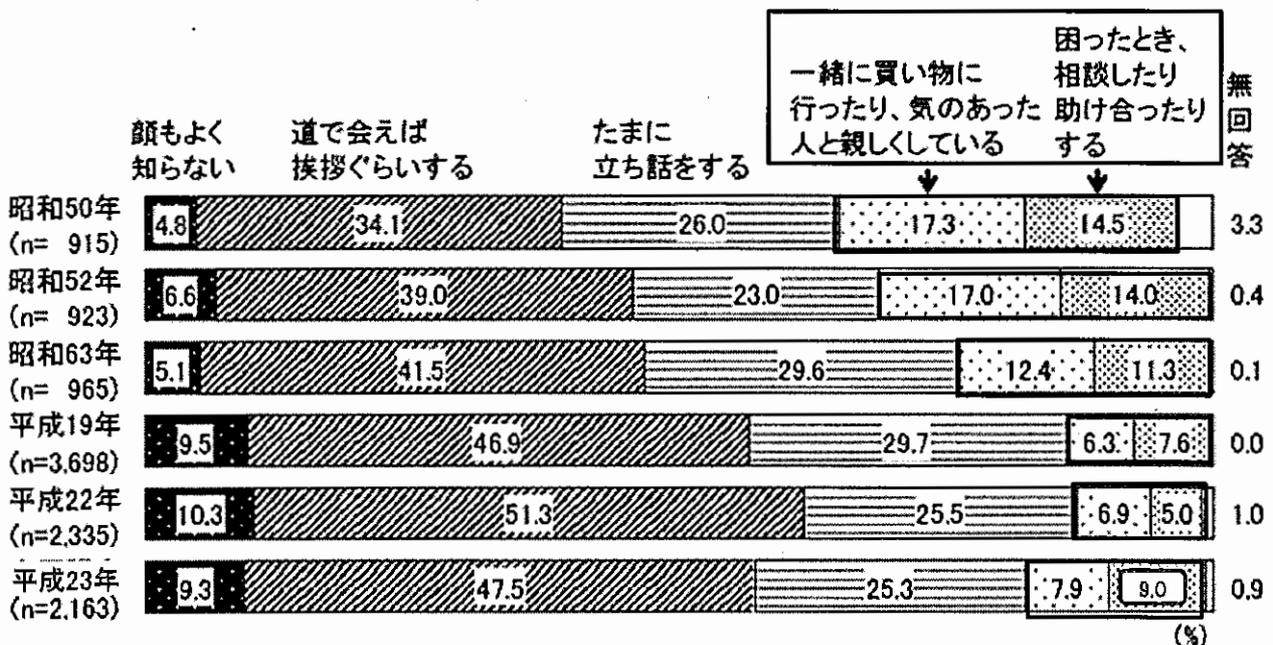


資料：人口動態と年齢別人口 横浜市行政運営調査局、横浜市将来人口推計 横浜市都市経営局

横浜市の高齢単身・夫婦のみ世帯の割合



隣近所との付き合い方(経年変化)

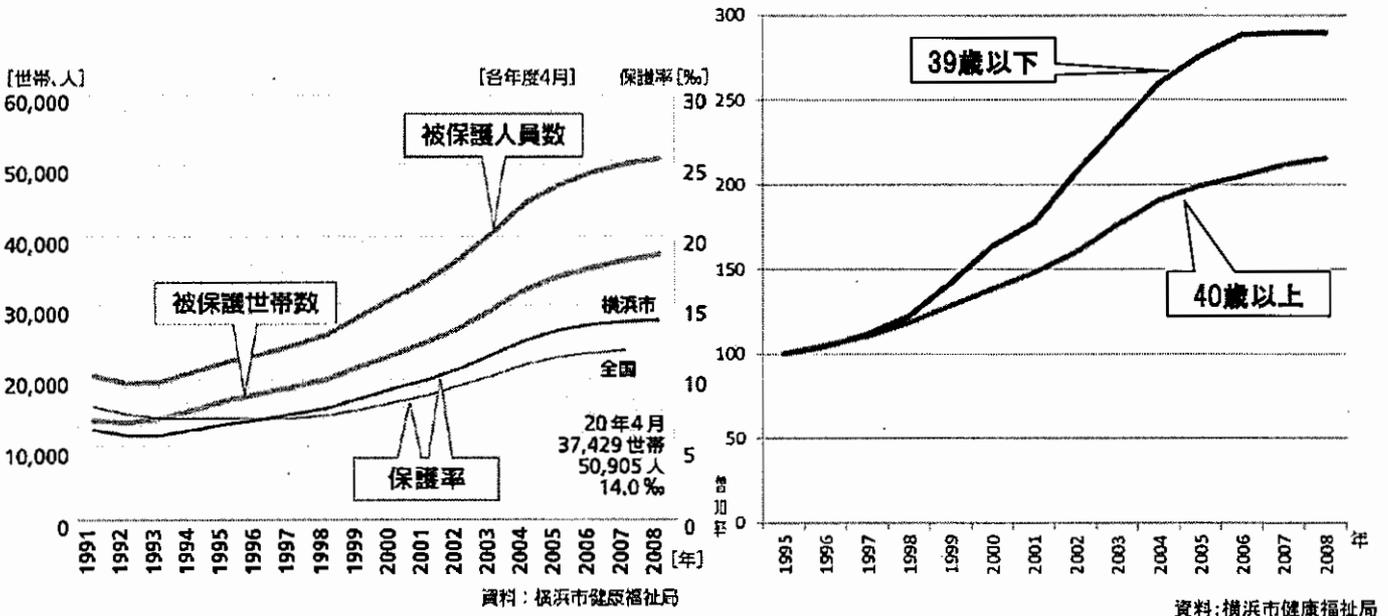


横浜市市民意識調査より

保護率等の推移

図1-93 | 被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移
[全国・横浜市]

被保護人員数の増加率[1995年=100]



[参考] 横浜市社会福祉審議会答申の概要 (平成 23 年 3 月 7 日)

参考資料6

自助・共助・公助のあるべき方向性		
<p>自助の領域のあるべき方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の現役化などにより、<u>経済面での自立度が高まっている</u> ● 市民の健康づくりに対する取組が進み、<u>健康面での自立度が高まっている</u> 	<p>共助の領域のあるべき方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が、得意な分野を生かして、<u>地域の活動に積極的に参加する意識が醸成されている</u> ● <u>地域活動を支える組織や仕組みが効果的に機能している</u> ● 地域の支え合いにより、これまで家族が担ってきた部分(<u>サービス</u>)が補完されている 	<p>公助の領域のあるべき方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の活性化を通して<u>福祉社会の支え手が増加している</u> ● 満足度を下げずに<u>行政サービスの提供方法が見直されている</u> ● <u>自助や共助の力を引き出す環境が整っている</u>
2025 年に向けた提言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 2025 年に向けたつながり方 <新たなおせっかいの提案> 楽しみながら地域とつながるインセンティブづくり、地域特性に合わせた行政支援など ● 2025 年に向けた働き方 <新たなワークスタイルの提案> “地産地消”型の労働市場の検討、労働に対する新たな価値観の醸成など ● 2025 年に向けた住まい方 <多様な住宅ストックの活用提案> 医療・介護等のサービスが利用できる手頃な価格の住宅確保、空家や空住戸の積極的活用など 		

関連する事業の現状や課題について

全世代共通（子育て中の保護者・子ども（障害児含む）・若者・高齢者・障害者）

(1) 関連する主な事業

ア 地域福祉保健計画推進事業

地域社会全体で福祉や保健などの生活課題に取り組み、支えあう仕組みづくりとして、横浜市地域福祉保健計画（市計画）を推進するとともに、区地域福祉保健計画（区計画）の推進を支援しています。

イ 地域の見守りネットワーク構築支援事業

地域の実情や特性に応じて、自治会町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、地域包括支援センター等が連携して行う、サロンの運営・見守り活動などの取組に対して必要経費を助成するなど、地域の見守りネットワークの構築を支援します。

ウ 地域福祉・交流拠点モデル事業

身近な地域での地域福祉活動を活発化し、高齢者、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用の一部を補助します。

エ 地域ケアプラザ整備・運営事業

市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。

オ 高齢者の住まい・生活支援事業

高齢者が、介護が必要になっても子育て世代などとともに地域の中で安心して住み続けられる賃貸住宅「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。

また、高齢化が進む団地に対して民間の介護・医療事業者等を誘致し、団地の機能を強化します。

(2) 関連する事業の現状や課題等

ア 地域福祉保健計画推進事業

- ・地域福祉保健計画を推進する中での課題としては、見守りのための様々な活動や仕組みが重層的に機能し、それぞれが関係性を持ちながら地域全体の取組として根付いていくこと、また、支援が必要な人を把握し、相談支援につなげていくことや地域活動に関心を持ち参加する人を増やしていくことなどがあげられます。

イ 地域の見守りネットワーク構築支援事業

- ・急速な少子高齢化、単身世帯の増加等により、地域の「つながり」が希薄化し、地域で互いに支えあう土壌が失われつつある中で、自治会・町内会などの地域活動等を基本とした「近隣の見守り・支えあいの機能」の再構築に向けた住民相互が知り合い、地域に関わりを持てるようなきっかけや仕組みが必要です。
- ・また、見守り活動や関係者間の総合的な調整を行う専門的なコーディネーター等の人材や、身近に集う「拠点」「場所」が必要ですが、その確保や維持、経常的な運営経費の確保が課題となっています。

ウ 地域福祉・交流拠点モデル事業

- ・整備費用の一部を補助する事業であるため、拠点開設後の人材や維持費・運営費については運営主体で確保することが必要となりますが、確保の見通しがつかないために応募を躊躇し、または取りやめる団体があります。開設後の人的資源や収入の確保が課題となっています。

エ 地域ケアプラザ整備・運営事業

- ・市内 145 地区で整備を行う計画となっていますが、現在整備中の 5 か所を除き、12 地区で未整備となっています。全地区への整備を早期に実現するため、柔軟で効率的な整備手法について庁内プロジェクトで検討しています。
- ・単身高齢者や高齢者世帯の増加、人間関係の希薄化など社会状況が変化する中、地域ケアプラザが地域及び行政と連携し、地域の中で孤立化を防ぎ、支援が必要な人を把握し、的確な支援につなげていくことが求められています。

オ 高齢者の住まい・生活支援事業

- ・高齢者世帯・子育て世帯の方の住み替えにあたっては、転居先の地域の輪に参加しにくく孤立してしまうことが課題となります。そこで、「よこはま多世代・地域交流型住宅」では、共同リビングの設置、生活支援員の常駐により、入居者同士のコミュニケーションを助長します。
- ・また、入居者だけでなく地域の方々も気軽に集える交流スペースの設置等により、希薄化している地域コミュニティの再構築を目指します。
- ・民間事業者による「よこはま多世代・地域交流型住宅」の供給促進にあたっては、市有地の確保や事業者にとっての収益性の確保が今後の課題となります。

(3) 参考データ**ア 地域福祉保健計画推進事業**

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
第 2 期 横浜市地域福祉保健計画						
		各区地域福祉保健計画 先行 7 区 (6 年間)				
		各区地域福祉保健計画 後発 11 区 (5 年間)				

○第2期横浜市地域福祉保健計画（21年度～25年度）

- 推進の柱
- 1 地域づくりを進める
 - 2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる
 - 3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる

○第2期各区地域福祉保健計画

先行 7区（22年度～27年度（6年間））鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

後発 11区（23年度～27年度（5年間））中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、
緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

- 概要
- 1 地区別計画を全区で策定・推進（235地区別計画を策定・推進）
 - 2 地区別計画を支援する区・区社協・地域ケアプラザの職員をメンバーとする「地区別支援チーム」を全区で編成

イ 地域の見守りネットワーク構築支援事業

	平成 21 年度	平成 23 年度	参考 (24年度見込み)※
助成対象地区数 (うち新規)	9 か所 (4 か所)	7 か所 (2 か所)	6 か所 (なし)
延べ数	9 か所	11 か所	12 か所

※平成24年度の数値は、助成対象地区

ウ 地域福祉・交流拠点モデル事業

	平成 21 年度	平成 23 年度
拠点数	— (22年度開始)	2 か所

エ 地域ケアプラザ整備・運営事業

	平成 21 年度	平成 23 年度	参考 (24年度見込み)
設置数	121 か所	128 か所	130 か所
稼働率（多目的ホール）	55%	58%	—
延べ利用人員 (デイサービス、相談を除く)	2,047,424 人	2,130,583 人	—
相談件数	111,485 件	142,561 件	—
訪問件数	39,751 件	42,957 件	—

オ 高齢者の住まい・生活支援事業

	平成 21 年度	平成 23 年度
よこはま多世代・地域交流型住宅	—	市有地候補地選定 1 か所
団地の機能強化	(23年度開始)	4 団地で検討開始

高齢者

(1) 関連する主な事業

ア ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を効果的に把握できるよう支援し、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区福祉保健センターが連携して実施します。

イ 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業

シルバーハウジング（SHP）及びシニア・りぶいん（高齢者用市営住宅）入居者並びに高齢者向け優良賃貸住宅（高賃貸）の一部の入居者を対象として、生活援助員を派遣し、生活に関する相談や安否確認を行うとともに、緊急通報システムを運用し、緊急時に対応します。

ウ 民間活力による高齢者見守り推進事業（食事サービス＋買い物サポート）

要介護高齢者等の在宅生活を支援するため、ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を委託により実施します。また、高齢者等を対象に見守りを付加した買い物代行サービス等を協働事業として実施します。

(2) 関連する事業の現状や課題等

ア ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業

- ・この事業をきっかけに、民生委員、地域包括支援センター、区福祉保健センターの三者連携を深め、支援が必要な人を把握し、支援が届くような仕組みづくりを推進していくことが必要です。
- ・状況把握をしても、訪問対象者を民生委員以外の地域の活動へつなげるのは難しいと感じている民生委員が多いことから、地域全体で見守り、支えあう仕組みづくりを進めることが必要です。

イ 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業

- ・本事業では、高齢者用市営住宅入居者を対象として、必ず週1回以上の安否確認を義務づけ、住居内に押しボタンやセンサー等による緊急通報システムを備えているなど、利用者の孤立予防には一定の役割を果たしています。
- ・入居者の状態や意思とは関係なく、本事業によるサービス提供を受けることが必須となっていますが、定期的な安否確認などを望まず、関わりが難しい方もいらっしゃいます。

ウ 民間活力による高齢者見守り推進事業

(ア) 食事サービス事業

- ・本事業においては食事の配達の際、必ず直接手渡しすることで安否確認を行うこととしています。手渡しできない場合は、緊急連絡先に連絡するなどの対応を行うこととなっており、利用者の孤立予防として機能しています。

- ・高齢者数は増加していますが、民間事業者による配食サービスの充実に伴い利用者が減少傾向にあるため、果たす役割も減少しつつあります。

(イ) 買い物サポート事業

- ・特に行政として状況を把握しにくい、介護サービス等を利用していない高齢者については、本事業による見守り機能が孤立防止に寄与している側面があります。今後、協働事業の相手先として協力を得られる事業者を増やしていくことが重要です。

(3) 参考データ

ア ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業

	平成 21 年度	平成 23 年度	参考 (24年度見込み)※
実施地区数	事業未開始	9区25地区	18区に展開

※平成24年度の地区数は未定

イ 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業

	平成 21 年度	平成 23 年度
派遣対象 住宅数	202棟 4,974戸	202棟 4,974戸

ウ 民間活力による高齢者見守り推進事業

		平成 21 年度	平成 23 年度	参考 (26年度見込み)※
食事サービス事業	利用者数	2,519人	1,896人	目標値なし
	食数	461,392食	353,304食	400,000食
買い物サポート事業	協働事業者数	— (22年度開始)	2事業者 (24年度15事業者)	目標値なし

※平成26年度の数値は、「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の目標値

高齢者・障害者

(1) 関連する主な事業

ア 災害時要援護者支援事業

災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等に対し、地域の自主的な取組により安否確認等必要な支援ができるよう平常時からの地域の体制づくりを、区と連携して推進します。

イ 横浜生活あんしんセンター運営事業（権利擁護事業）

日常生活に不安を抱える高齢者や障害者が安心して日常生活が送れるよう、権利擁護に関わる相談や、契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス等を行っています。

ウ 障害者後見的支援制度（サポート対象：障害者）

「障害のある方が親なき後も住み慣れた地域で安心して暮らす」ために、障害のある方を中心としたネットワークを形成し本人を見守っていくものです。見守りに付随する形で、「定期的な訪問の積み重ねを通じ、もしもの時にSOSを出すことが出来る信頼関係の構築」を行います。

【参考資料】後見的支援制度の概念図

(2) 関連する事業の現状や課題等

ア 災害時要援護者支援事業

- ・災害時の避難支援は、公助が機能するまでは、自助、共助によるところが大きく、災害時に備えた平時からの地域での見守り・支えあいの関係づくりを進めて行くことが必要です。
- ・現在、地域では
 - ①手上げ方式（要援護者から情報を収集するために、地域で周知を行って、自ら手をあげた方の情報（名簿）を地域で保有する方式）
 - ②同意方式（区から要援護者に事前通知し、情報提供同意の申し出があった方の情報（名簿）を地域に提供する方法）
 - ③あるいは、手上げ・同意併用方式で、取組が進められています。
- 一方で、手上げ方式では十分な把握が難しい、同意方式では同意率が3～5割程度であり、なかなか要援護者の把握が進まない、要援護者を把握するきっかけ（情報）が十分得られないため、さらなる情報提供をしてほしい、といった声も聞かれます。
- ・しかし、現在の個人情報保護制度上、行政が保有する要援護者の情報（名簿）を要援護者本人の同意を前提とせず（ただし、拒否の申出があった方は除く。）提供するためには、その根拠となる条例整備等が必要です。

イ 横浜生活あんしんセンター運営事業（権利擁護事業）

- ・定期訪問・金銭管理サービスの契約者は着実に成果をあげ、金銭管理をはじめ、地域での自立した生活に課題を抱える市民への支援に成果を上げています。区社会福祉協議会が権利擁護事業を行うことにより、高齢者・障害者への支援を身近な地域のネットワーク内で展開することになり、孤立防止や地域のつながり強化に結びつきます。
- ・しかし、高齢者・障害者等の対象者が増加し、それぞれが抱える生活課題も複雑化・困難化することが見込まれる中で、サービス提供側の質の向上と体制強化が課題です。

ウ 障害者後見的支援制度

- ・区のケースワーカーや地域活動ホーム相談従事者等 他の支援機関との情報共有や連携強化が必要です。
- ・地域の「障害のある方に対する理解」を促し、地域で見守りを担う「あんしんキーパー」（ボランティア）の登録者を増やしていくために、制度周知を促進すると同時に、地域で障害のある方が生活することへの理解、関心を高める必要があります。
- ・障害のある方を抱える家庭の多くは、社会の障害理解に対する誤解・無関心により、不快な経験をされているため、「地域とつながり、外部へ SOS を発信」することへの心理的障壁が高いことが課題です。

(3) 参考データ

ア 災害時要援護者支援事業

システムで本市がリストを作成する要援護者の対象人員と定義

	平成 21 年度 (H21.9.30 時点)	平成 23 年度 (H23.9.30 時点)	参考 (H24.9.30 時点) ※
要援護者リスト登載者数	112,932 人	124,412 人	137,000 人

※参考の数値は、予測値

表 2

(平成23年 9 月30日現在124,412人)

	定義	人数 (重複あり)
1	介護保険の要介護度 3 以上の方	47,646人
2	介護保険の要支援以上でひとり暮らしの方、いずれもが要支援以上の高齢者のみ世帯	75,994人
3	認知症のある方（要介護度 2 以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）	28,142人
4	障害者自立支援法（身体・知的・精神障害）に基づく障害程度区分認定者（区分 1～6）	14,464人
5	身体障害者手帳 1～3 級の視覚障害者・聴覚障害者	8,288人

※ 重複ありのため、合計とは一致しない。

イ 横浜生活あんしんセンター運営事業（権利擁護事業）

	平成 21 年度	平成 23 年度	参考 (24 年度見込み) ※
相談件数	34,195 件	43,532 件	39,000 件
契約件数	535 件	615 件	580 件

※24 年度見込み数値は、「24 年度事業計画書」の目標値

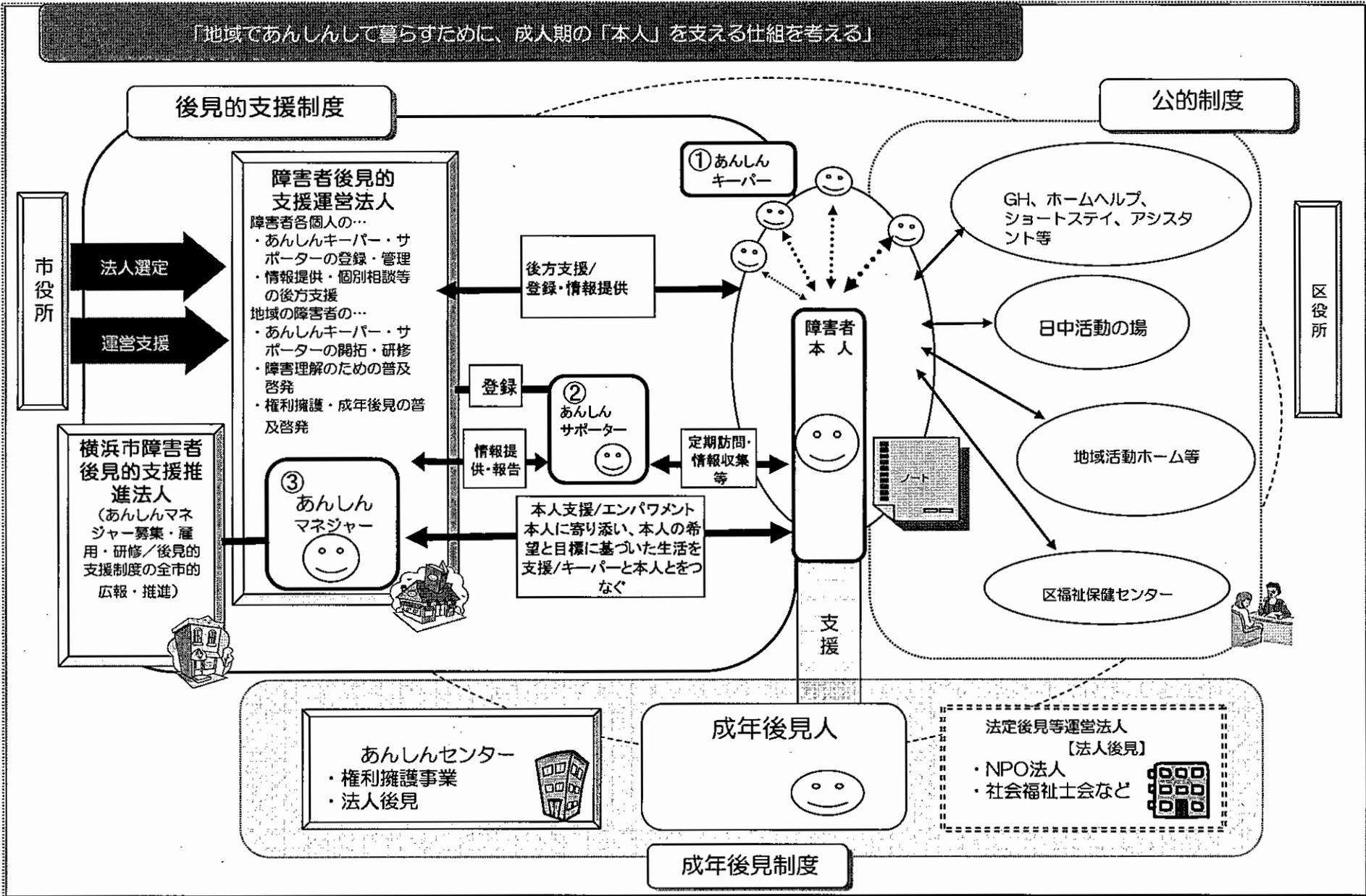
ウ 障害者後見的支援制度

	平成 22 年度 (H22.10 月開始)	平成 23 年度	参考 (24 年度見込み)
実施区	4 区	4 区	8 区
登録者数	95 人	206 人	-
あんしんキーパー数 (のべ)	39 人	452 人	-

※平成 25 年度末 市内 12 区で実施予定（中期 4 ヶ年計画に記載）

【後見的支援制度の概念図】

「地域であんしんして暮らすために、成人期の「本人」を支える仕組みを考える」



子育て中の保護者・子ども（障害児含む）

（１）関連する主な事業

ア こんにちは赤ちゃん訪問

地域の訪問員が生後４か月までの乳児がいる家庭を訪問し、出産後に利用できるサービスや地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育者の話を聞くことで子育ての不安軽減を図ることなどを通して、子育て家庭を見守る地域づくりを進めています。

イ 地域子育て支援拠点

子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に１か所設置し、各区と NPO 法人等が協働して、親子の居場所の提供や子育て関連情報の提供、子育て相談の実施、子育て支援ネットワークの形成、子育て支援に関わる人材の育成等を行っています。

ウ 障害児地域訓練会

障害児の保護者が運営している「障害児地域訓練会」に対し、市社会福祉協議会を通じて、運営費の一部を助成しています。訓練会では、障害児の保育やグループ活動、保護者同士の学習活動、地域に対する啓発・交流活動を行っています。

（２）関連する事業の現状や課題等

ア こんにちは赤ちゃん訪問

- ・ 子育てをする家族が地域で孤立しないために、地域の訪問員が出生後、できるだけ早期に多くの世帯を訪問する必要がありますが、訪問に際して様々な課題があります。
- ・ 具体的には、訪問員が電話で対象者へ連絡を取り、訪問日を決めますが、知らない人からの着信に不安を持つ人も多いことなどもあって、連絡が取れない家庭も多くあります。
- ・ また、電話等で事前に連絡の取れない家庭には、周辺状況を確認しますが、オートロックのマンションの増加などによって、玄関前まで行くこともできない家庭もあり、訪問が難しくなっている状況があります。

イ 地域子育て支援拠点

- ・ 地域のなかに多様な子育て支援が生まれ、地域全体で子育て家庭への見守りや、支え合いができるよう、地域子育て支援拠点が核となり、子育て支援に取り組む関係団体・施設のネットワークづくりに取り組んでいます。今後はさらに、地域の実情に合わせたきめ細やかなネットワークづくりを進めるとともに、子育て支援の担い手の育成や掘り起こしにも、より積極的に取り組んでいくことが課題です。
- ・ また、地域子育て支援拠点などの子育て支援の場に来ない保護者の中には、外出を望まず、深刻な孤立や子育てへの負担感などを抱える場合があると考えられ、こうした方々への支援や情報の届け方も課題です。

ウ 障害児地域訓練会

- ・ 「障害児地域訓練会」を通じた保護者同士の交流により、いろいろな体験談を聞き、また、自分の悩みを聞いてもらうなどして、心の安定につながったという声がある一方で、こうした活動に関わることを望まない保護者も多いことから、活動を広げて参加者を増やしていくことが課題となっています。
- ・ また、保護者が子どもの障害を受け入れることが難しい状況にあり、こうした親子を支援する取組が期待されています。

(3) 参考データ

ア こんにちは赤ちゃん訪問

	平成 21 年度	平成 23 年度	参考 (平成 26 年度)
訪問率	65.8%	70.8%	80%

※平成26年度の数值は、「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の目標値

イ 地域子育て支援拠点

	平成 21 年度	平成 23 年度	参考 (平成 26 年度)
設置数	15か所	18か所	18か所

※平成26年度の数值は、「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の目標値

ウ 障害児地域訓練会

	活動回数	平成 21 年度	平成 23 年度	参考 (平成 26 年度)
団体数	週 1 回	57団体	55団体	60団体
	週 2 回	12団体	12団体	15団体
	計	69団体	67団体	75団体

※平成26年度の数值は、助成見込み団体数

「障害児地域訓練会」では、障害児の保護者が、保育のほか、絵画、体操、水泳や、宿泊を伴う生活訓練や社会体験などの活動を自主的に行っています。

困難を抱える子ども・若者

(1) 関連する主な事業

ア 困難を抱える青少年のための寄り添い型支援

生活上の課題を抱えているにも関わらず、生活保護など既存の福祉制度等だけでは十分な支援が受けられない小・中学生に対して、個々の状況に応じた生活・学習支援等を実施しています。

※平成24年度から一部健康福祉局と共管事業として実施

イ 地域ユースプラザ

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援しています。地域における相談、ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所、社会体験・就労体験プログラム、地域の関係支援機関等とのネットワークづくりを行っています。

(2) 関連する事業の現状や課題等

ア 困難を抱える青少年のための寄り添い型支援

- ・ 支援対象となる小・中学生の抱える課題は複合化し、また、困難を抱えるに至った経緯として、家庭の抱える課題が原因となっていることもあります。その場合、本人を支援するだけでは課題を解決できないため、保護者・兄弟姉妹も一緒に支援していく必要があります。
- ・ こうした状況に対応するには、運営団体のみで支援を行うことは難しいため、地域、区役所や学校などが連携して、地域全体が一体となって支援をしていくことが重要です。

イ 地域ユースプラザ

- ・ 地域で行うイベントへの参加や、商店街などと連携した社会体験・就労体験プログラムを提供するなど、地域からの協力を得ながら、一人ひとりの状況に応じた支援を充実させていくことが必要です。
- ・ 地域全体で困難を抱える青少年を支援していくため、地域ユースプラザがネットワークの中核機関として、地域で青少年の支援活動を行っている団体等の連携を進めていくことが必要です。

(3) 参考データ

ア 困難を抱える青少年のための寄り添い型支援

・ 利用実績

区	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
神奈川	6 人	13 人	外国につながる子どもの支援人数
	768 人	1,265 人	小・中学校等における支援人数
	※小・中学校等 11 か所	※小・中学校等 14 か所	
南	4 人	24 人	
泉	9 人	22 人	
瀬谷	17 人	23 人	
利用人数	804 人	1,347 人	

・ 健康福祉局保護課との共管事業について

南区、泉区、瀬谷区、新規 2 区については、生活保護受給世帯の小・中学生も対象としており、健康福祉局「被保護者自立支援プログラム事業」と共管事業となっています。

イ 地域ユースプラザ

・ 利用実績

項 目		西部	西部、南部	西部、南部	西部、南部、北部	西部、南部、北部
		19年度 (1か所)	20年度 (2か所)	21年度 (2か所)	22年度 (3か所)	23年度 (3か所)
電話相談		161件	657件	1,318件	1,815件	2,159件
インターネット相談			10件	265件	340件	414件
来所者数	本人	1,065人	4,787人	9,844人	14,765人	16,330人
	保護者	109人	343人	968人	1,003人	1,815人
	見学等	663人	1,233人	1,642人	1,918人	2,126人
	計	1,837人	6,363人	12,454人	17,686人	20,271人

●ユースプラザ開所年月 (西部：平成19年10月、南部：平成20年11月、北部：平成22年3月) ※東部ユースプラザ：平成25年3月開設予定